

特定屋外喫煙場所等における新型コロナウイルス感染予防対策について

【令和2年12月2日】

1 基本的な考え方

「特定屋外喫煙場所」は、第一種施設（行政庁舎等）への設置を奨励するものではないが、本市においては、庁舎周辺での敷地外喫煙を防ぐ等の観点から、改正健康増進法の規定の範囲内において特定屋外喫煙場所を設置している。

新型コロナウイルス感染症に関して、喫煙時は利用者がマスクを着けずに深い呼吸を繰り返し、会話によるしぶきが届く距離に密集しやすいため、飛沫感染の原因となることが懸念される。

さらに、ドアノブや手すり等を触った指でタバコを持って口にくわえる場合も想定され、接触感染の原因にもなることが懸念されることである。

このことから、こうした感染リスクを軽減し利用者にとって安心できる利用環境を確保するため、以下の感染予防対策を実施するものであり、本対策は、「休憩室」、「更衣室」等においても同様とする。

なお、本対策は、今後、県内の感染状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

2 講じるべき具体的な対策

利用者が、特定屋外喫煙場所等を安心して利用できるよう、以下の感染予防対策を実施していくこととする。

- 1 混雑時の利用は避けること。(利用者)
- 2 利用する場合は、利用者同士の十分な間隔1mを目安に確保し、会話と飲食はしないこと。(利用者)
- 3 可能な限り、喫煙所等の実態に合わせて、同時に利用する人数を制限することや地面に定位置をマーキングするといった方法をとること。(管理者)
- 4 ライターや携帯灰皿等の貸し借りは行わないこと。(利用者)
- 5 喫煙所等を利用する際は、うがい、手洗い、アルコール手指消毒を徹底すること。(利用者)

3 実施期間

本対策の期間は、「市主催イベント・会議等の考え方について」に沿い、当面の間とする。